

大阪府私立学校物価高騰対策一時支援金事業 FAQ

No	区分	質問	回答
1	支給対象	対象学校となるためには、法人の所在地が大阪府内でないといけないのか。	令和5年5月1日時点で大阪府から認可を受けている学校の運営がありましたら、法人所在地が大阪府外でも支給対象となります。
2	支給対象	電気代高騰等費目を限定した給付金を他団体（国、市町村等）から受けている、又は今後受ける予定であるが、本支援金の申請をすることはできるか。	他団体からの電気代高騰等費目を限定した給付金を受けている、又は今後受ける予定であっても、原則としては本支援金を申請（受給）することができます。ただし、本支援金を受給した場合に、他の給付金を受けることが可能かどうかについては、当該給付金の支給要件等をご確認ください。
3	支給対象	同一法人で、複数の学校種（高等学校、幼稚園、専修学校等の別）又は学校園を設置している場合は、各々対象となるのか。	規則第3条の規定のとおり、各々の学校種又は学校園ごとに対象となります。
4	支給対象	受給した支援金を活用できる経費（消耗需用費、光熱水費等）に制限はあるか。	本支援金は、物価高騰に係る私立学校設置者の負担軽減を目的としていますが、活用できる経費に制限はありません。 支援金の支給をもって手続きは完了しますので、報告書等の提出も必要ありません。
5	支給対象	物価高騰等の影響を受けているにも関わらず、経常費補助金の支給対象の学校園のみ支給対象としているのはなぜか。	本支援金は各学校園への運営費に対する支援であるため、同じく各学校園への運営費補助である経常費補助金を支給している学校園を支給対象としているものです。
6	申請手続	申請はどのようにするのか。	担当グループごとに異なりますので、担当グループからの案内を参照してください。 ※本支援金学校種別担当グループ 小中高グループ 小学校、中学校、高等学校（全日制・通信制）、中等教育学校 幼稚園グループ 幼稚園 総務・専各グループ 専修学校（高等課程）、各種学校
7	申請手続	1回の申請で複数の学校種への申請はできるのか。	担当グループ内の学校種であれば1回の申請で複数の学校種への申請が可能です。例えば、小学校と中学校を設置している場合、小中高振興グループへ2つの学校種分をまとめて申請が可能です。ただし、幼稚園と高等学校を設置している場合や高等学校と専修学校を設置している場合などは、お手数ですが幼稚園振興グループと小中高振興グループ、総務・専各振興グループへそれぞれ申請してください。
8	申請手続	申請に必要な書類はなにか。	大阪府私立学校物価高騰対策一時支援金支給申請書（様式1号）をご提出ください。 詳しくは私学課の各学校種の担当グループからの案内をご参照ください。
9	申請手続	通常の補助金受取口座以外の口座への振り込みは可能か。	原則本府への経常費補助金等の請求に際して登録されている口座を指定してください。 個別事情がある場合は各グループ担当者までご相談ください。
10	申請手続	支給決定通知は送付されるのか。	審査の結果、支給の決定をしたときは、指定された口座への振り込みをもって支給決定の通知とします。（文書による通知は行いません。）
11	申請手続	保管する書類の詳細を教えてください。	大阪府私立学校物価高騰対策一時支援金支給要綱第8条に規定している書類及びその関係書類は、以下のとおりです。 ・大阪府私立学校物価高騰対策一時支援金支給申請書（様式1号）の控え ・学校基本調査の回答（控え） ・設置者及び学校種における支援金支給年度（令和5年度）の財務関係書類 ・領収書等（新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰の影響による光熱水費や教材費、燃料費等の増額がわかるもの）